



# アメーバ通信

## 1. 業務復帰のご挨拶

金崎です。皆様、たいへんご無沙汰しております。約2年前に、AIC株式会社の顧問に退き、日常業務を離れていましたが、2010年5月より、AIC株式会社の代表取締役社長として復帰することにしました。

1年ぐらい前からは、税務調査等にはできる範囲で顔を出すようにしていました。また、もともとお客様への直接の対応をすることは少なかつたので、特に、何が変わったの?といったお客さまも多いかもしれませんが、2年前に顧問就任のご挨拶状をご覧いただき、その後、温かく見守っていただいた皆様に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

この2年間で、役員が1名退任し、パートが3名退職し、新たに従業員1名とパート1名が入社するなど多少の入れ替わりはありましたが、私がない間、AICの業務をこなしてくれた現役員及びスタッフの皆さんにもこの場を借りて感謝の気持ちを伝えたいと思います。短いようで長いような2年間でしたが、どうもありがとうございます!

## 2. 今後の体制と方針(1)

平成22年5月より、私、金崎定男が、AIC(株)の代表取締役として、グループ全体の統括をします。(これまでも、登記上は代表取締役だったのですが、...) 現、AIC(株)代表取締役社長の石森雅一は、取締役として、引き続き業務を行っていきます。AIC税理士法人の方は、引き続き現状の、代表社員 金崎、およびパートナーの池本に加え、昨年の税理士試験に合格した石森が税理士法人のパートナーとして新たに加わりました。



### 目次

#### 特集記事(金崎)

1. 業務復帰のご挨拶
2. 今後の体制と方針
3. 過去2年間の軌跡
4. ホームページの改訂
5. リンク先募集
6. 編集後記

#### ハイライト記事

笑う門には福来る(石森)

健康保険の値上げ(堀川)

オーナー役員の役員給与損金不算入制度(池本)

しばらく休刊しておりました「アメーバ通信」ですが、この4月から少し体裁を変えて発行することにしました。

よろしく願いいたします。



## 笑う門には福来る

AIC 税理士法人の石森雅一です。皆様、いかがお過ごしでしょうか？ 町を歩いていると、地図を見ながら、あちこちをキョロキョロしている新入社員のフレッシュな顔があふれている季節になりました。

ただ、同じ顔でも、希望に満ちあふれた顔、ちょっと疲れ気味の顔、1ヶ月も経てば、様々な表情が窺えます。

歳を取ったせいか、最近、自分にとって仕事とは？というように考えるようになりました。私が社会人デビューしたころは、正直、そんなことも考えず、当たり前のように就職(現AIC 税理士法人)し、普通に働いていましたが…。

人生、仕事が全てではないかとも思いますが、ただ、仕事は自分の社会に対する存在意義を表す場でもあるように思います。何のために働くのかを考えることは、おのずと自分の人生について考えることのようにも思え、充実した人生を送るための重要な要素ですね。

仕事は、苦しいこと・つらいことが付きものですが、私自身は、そんなときこそ、自分自身を鍛える鍛練の場と考え、自分自身を成長させるように頑張りたいと思います。

また、「笑う門には福来る」ではないですけど、苦しいとき・つらい時こそ明るく努めるよう、心がけたいと思います。(石森雅一)

## 2. 今後の体制と方針(2)

今後の方針としては、売上規模で年間 10%程度の成長をめざしながら、品格のある一流企業になることを目指したいと考えています。

私の考える一流企業の条件は、  
①専門分野について適切な助言と正しい判断ができる。

②コミュニケーション能力が高い。

③「ありがとう」と言ってもらえる、感謝される仕事をする。  
の3つです。

従来からのお客様である中小企業の発展をサポートするとともに、

得意分野である外資系企業へのサービス拡充もしていきたいと考えています。また、新たなお客さま層として、上場企業の子会社・関係会社への税務サービスなども拡大したいと考えています。

また、「当社のお客様は、税務調査があまり来ない」と言われるようになるために、決算時点でのチェックの強化と税務書面添付の推進をしていきたいと考えています。ご協力よろしくお願ひいたします。

## 3. 過去 2 年間の軌跡(1)

さて、私がこの2年間、何をしていたかについて、少しお話ししたいと思います。最初の1年間は、AIC の方は、月1回の役員会に参加する程度で、私が独立する以前に勤務していたコンサルティング会社の外部社員として、「内部統制報告制度」の導入に関するコンサルティング業務を行っていました。数年前に米国で導入されたサーベンスオックスレー法(SOX 法と呼ばれています。)にならい、日本でも、金融商品取引法が改正され、上場企業に強制適用されることになったという経緯があります。日本の内部統制報告制度は、日本版 SOX 法ということで、一般に「J-SOX」などとも呼ばれています。

2008年は、J-SOX 関連の仕事をしていましたが、2009年に入ると、上場企業各社の「内部統制報告制度」は順次整備され、また、リーマンショックの影響で業績も下降気味の上場企業が増加し、コンサルティング需要は落ちついてきました。しかし、「内部統制報告制度」は、1年限りの制度ではなく、毎年継続していくものであり、今後毎年続けていくものです。一方、企業の内部監査部門あるいは内部統制推進部門は、経費削減の中で、より効率的で有効な、内部統制報告制度の整備・運用を模索しておられます。アメリカなどでは、規模の小さい上場企業は、当初 SOX 法の対象から除外するなどの優遇制度がありましたが、日本では、企業規模の大小に関わりなく一律に「内部統制報告制度」の導入が強制されたため、規模の比較的小さい上場企業にとっては、大変な負担になっていたことも確かです。



### 3. 過去2年間の軌跡(2)

そのような背景のもと、中小規模以下の上場企業の内部統制の整備・運用業務を支援するため、2009年2月に、内部統制報告制度に関するコンサルティングを行う会社を新たに立ち上げました。会社名は、「株式会社 J-SOX 研究所」と言います。(http://www.jsox ltd.com)

また、昨年ぐらいから会計監査の仕事も始めました。会計監査と言っても「金融商品取引法」や「会社法」にもとづく法定監査ではなく、法律では要請されていない「任意監査」の分野です。具体的には、外国企業の日本の子会社の会計監査の分野に特化しています。海外の親会社が連結決算のために、連結対象になっている日本の子会社の会計監査を必要としている場合などです。このような監査は、通常、国際的に全世界にネットワークを持つ大手の監査法人、会計事務所に依頼するケースが多いのですが、私のような個人会計士や小さな会計事務所に依頼が来る場合があります。これら監査業務は、公認会計士としての業務であるため、税務業務を行う税理士法人とは分離して、金崎公認会計士事務所に対応しています。(http://www.kcpajapan.com)

### 4. ホームページの改訂

私の復帰に伴い、しばらく更新していなかったホームページの更新作業に取り掛かっています。まだ、工事途中ですが、5月中頃ぐらいまでには、最低限の更新を完了したいと思っています。

よろしければ、少しでも新しくなったホームページへお越しください。

<http://www.aictax.com>



### 健康保険の値上げ

去年の3月から AIC の一員となりました堀川です。何度かお会いした方や電話にて対応させて頂いた方、初めて聞く名前だという方もおられるかもしれませんが、よろしく願います。

月並みな言葉ですが、一年は本当に早いものだと感じました。うれしくないことですが、その短い一年の間にも社会保険料が何度も値上げになりました。

この4月におきましても大幅に健康保険料が上がり、びっくりしている方もいるかもしれません。(3月分の給与・報酬から上がっている方もいらっしゃるかもしれませんが)

協会けんぽのHPでは、景気の悪化に伴い保険料収入が落ち込む一方、医療費の支出が増えたこと(新型インフルエンザの影響)により、大幅な引上げを行わざるを得なくなったとのことでした。

逆に、景気がよくなったり、新型インフルエンザの影響が小さくなれば、社会保険料が下がるというのであればいいのですが・・・

少子高齢化が進んでいると昔から言われていましたし、協会けんぽの財政もかなり逼迫している状況です(協会けんぽの平成21年度の単年度赤字額は6000億円。平成18年度に5000億あった準備金は底をついており、最終的な赤字額は4500億円に達している)。

です。値上げになるのも仕方ない面もあるのかもしれません。もっとも個人的には、負担ばかり押し付けられているような気にはなってしまいます。

最近影が薄くなったミスター年金さんですが、年金もちろんですが、健康保険にも目を向けて頂きたいと思っています。(堀川和則)

## 発行者:AIC 株式会社

大阪市北区芝田 2-2-17 和光ビル  
 電話 06-6292-0586  
 FAX 06-6292-0587  
 Info@aictax.com

- ・Feel together (共感)
- ・Grow together (共育)
- ・Create together (共創)

Web サイトのアドレス:  
<http://www.aictax.com>



## 5. リンク先募集

ホームページをお持ちのお客様については、お客様紹介などでもしたいと思っています。当社のお客様で、ホームページのリンクをご希望の会社様がおられましたら私もしくは、担当者にお気軽にお声掛けください。

## 編集後記

いつも事務所にいるとは限りませんが、お近くへお越しの節は、お茶でも飲みにお気軽にお立ち寄りください。  
 今後ともよろしくお願い申し上げます。

(平成 22 年 4 月 金崎定男)

## オーナー会社の役員給与損金不算入制度

オーナー会社役員給与の損金「特殊支配同族会社」いわゆるオーナー会社の役員給与損金不算入制度』が平成22年3月24日、参議院本会議において賛成多数により廃止されることが決定しました。これにより平成22年4月1日以後終了する事業年度、つまり4月決算の会社から本規定の適用がなくなります。

ここ数年ですでに適用対象となったことのある会社様はピンときておられるかと思いますが、この規定は平成18年5月、新会社法施行と期を一にしてスタートされたもので、当初から各方面からの批判や陳情が相次いでいました。

- 1) 法人と個人を混同しており合理的でないこと
- 2) 役員に給与を支払ってしまっているため会社に担税力がないこと
- 3) なぜ、1人オーナー法人に対してだけ増税するのか不明なこと
- 4) 小規模な株式会社を設立しやすくするために新設した“会社法”との矛盾

といった問題点が指摘されていたためです。

民主党は、政権交代後初めてとなる平成22年度税制改正に、早速本制度の廃止を盛り込みました。これらの批判や陳情に応えたかたちで、それなりにインパクトはありました。

ですが本税制改正大綱には「見逃せない」続きがありまして、それは『いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。』とのくだけりです。つまり「二重控除論」は依然として存続し、しかも平成23年度に抜本的措置を講じることです。「抜本的措置」とは何なのか気になるところです。廃止されたと思われた本制度が姿を変えて事実上存続するようにも見受けられます。わたしたちも今後の動向を「見逃さず」、見守っていきたいところです。  
 (池本啓)